

7+ より質の高い取組へ

活動の種類

より高度な取組を行う活動組織には促進費が交付されます。

促進費は、次のような取組を支援するものです。

- ① 自主施工を通じた、技術習得のための取組や、活動の労力の軽減につながる取組、
- ② 活動組織の体制をより強くするための取組

対象要件

促進費の対象になる活動は、地域活動指針(16ページ参照)の誘導部分にある実践活動で、

- ① 自主施工により実施し、
- ② 専門家の指導や助言があり、
- ③ 活動に必要な費用が年度当たり概ね30万円以上、の活動です。

また、活動を継続的なものにするために、活動組織がNPO法人化を目指す取組も対象となります。

促進費の対象になる活動を一定以上行くと、取組水準に応じて、一地区当たり20万円/年*か40万円/年*の交付金が交付されます。

* 国と地方公共団体の合計額

促進費の交付イメージ

(例) 水田魚道を設置する場合

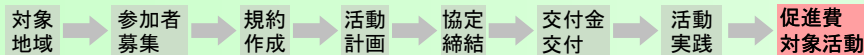
地域活動指針に基づき活動計画をつくる。

基礎部分			
...			
農地・水向上活動			
...			
区分	活動区分	生態系保全	...
誘導部分	計画策定	☒ 生態系保全計画の策定	☐
	啓発普及	☒ 学校教育等との連携	☐
	実践活動	☒ 生態系に配慮した施設の適正管理	☐

- ・魚の生態に詳しい理科の先生のアドバイスを受けながら、具体的な計画を策定。
→ **専門家の指導・助言**
- ・業者に外注したりせず、活動組織のメンバーだけで機械を動かし、水路を組み立てながら魚道を設置。→ **自主施工**
- ・材料費、機械のリース代、労務費などで30万円以上の費用が必要。→ **活動に必要な費用が概ね30万円以上**

こうした活動を対策期間中に一定以上実施することを計画に位置付け

促進費の交付



Q21 促進費の対象になる活動は、基礎支援で計画している活動と同じでもよいのですか。

基礎支援で計画している活動(22ページまでの活動)は、その内容が高度な取組としての条件を満たせば促進費の対象になりえます。

Q22 促進費を受けるために必要な「一定以上」の活動とはどのようなものですか。

下にイメージを示しますので、参考にしてください。このような点数計算で、平成23年度までの対策期間に100点以上になるように活動を行えば、促進費を受けることができます。

促進費の点数計算のイメージ

項 目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
高度な農地・水向上活動	○ 20点	○ 20点	(20点)	(20点)	(20点)	40点
質の高い農村環境向上活動	(20点)	(20点)	(20点)	○ 20点	○ 20点	40点
NPO法人化	(60点)	(50点)	○ 40点	(30点)	(20点)	40点
					合計	120点

合計点 100点未満 … 0万円/年
 100点以上200点未満 … 20万円/年 ← この例の場合、20万円/年の促進費が受けられる。
 200点以上 … 40万円/年

Q23 自主施工とはどのようなことを指すのですか。

活動組織の構成員以外の人や団体などに作業を手伝ってもらわずに、活動組織の構成員だけで作業を行うことを「自主施工」と呼んでいます。

なお、活動組織の構成員の全員ではなく、一部の方々が行う活動であつても構いません。

Q24 専門家はどのような人ならよいのですか。

例えば、活動に関係する資格を有している方や、活動に関連する業務に携わった経験を持っている方などです。

下に例を示しますが、地域によって様々な可能性が考えられますので、まずは都道府県の出先機関や市町村にご相談ください。

(例) 土木施工管理技士、技術士、農業土木技術管理士、重機オペレーター、学校教諭、都道府県の環境相談員、ビオトープ管理士、工事に従事し技術に精通している方、地域で環境活動を行っている方、等

環境にやさしい営農活動への支援

8 営農活動への支援とは

- 資源を守る共同活動に対する支援を受ける地域で、さらに化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減するなどの環境にやさしい先進的な営農活動を行う場合には、これら先進的営農に対する支援も受けることができます。
- この支援は、農業者の皆さんで農業生産による環境負荷を減らす取組を行う集落などを対象とするものです。
- 支援を受けるためには、次のそれぞれの要件を満たすことが必要です。

支援の主な要件

- ☑ 資源を守る共同活動と一体的に行う取組であること（「共同活動への支援」の対象地域内であること）
- ☑ 対象区域の農業者全体で環境負荷を減らす取組を行うこと
- ☑ 一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減すること



p.27へ



p.28へ



p.29へ

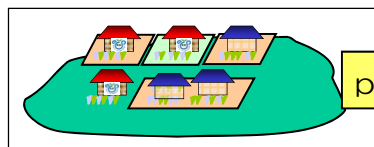
① 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上減らすこと

② エコファーマーの認定を受けること

③ 一定のまとまりをもった取組であること



p.29へ



p.31へ

支援の手続き

支援に当たっては、共同活動への支援と合わせて、活動組織において活動計画を作成し、市町村と協定を締結します。（なお、5割低減などの先進的な取組を行う農業者には、あらかじめ生産計画を提出していただくほか、生産記録を記帳、提出していただきます。）

p.32へ

支援の内容

営農活動への支援については、活動組織に2種類の交付金が交付されます。

① 営農基礎活動支援交付金

対象区域ごとに一定額が交付され、技術研修会の実施、実証ほの設置、土壌や生物の分析などの活動組織の推進活動経費に使用することができます。

p.34へ

② 先進的営農支援交付金

作物の種類、取組面積に応じて交付金が交付され、先進的な取組を行う農業者に配分することも可能です。

Q25 共同活動への支援の対象地域外では、支援が受けられないのですか。

農地・農業用水等を保全・向上する共同活動への支援に取り組む地域で、環境にやさしい営農活動を一体的に行うことで、より高い効果が得られることを期待していますので、共同活動への支援の対象地域内で行っていただくことが支援の条件になります。

Q26 なぜ個人の取組ではなく、まとまりをもった取組を支援の対象としているのですか。

化学肥料・化学合成農薬の使用の低減などの農業生産に伴う環境負荷を低減する取組は、地域で相当程度のまとまりをもって実践することで、環境保全上の大きな効果が期待できるほか、農産物のブランド化などを通じて地域農業の振興にも役立つものと考えています。

このため、本対策においては、個人の取組ではなくまとまりをもった取組に対して支援することとしています。

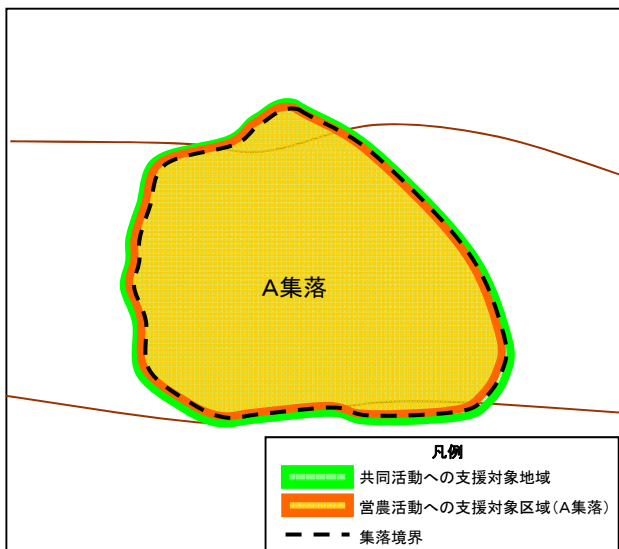
8-1

(営農活動支援の)対象区域を決めます

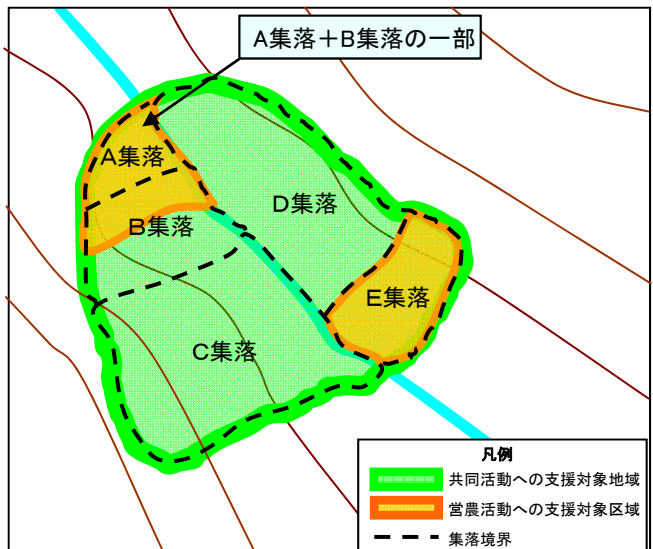
対象区域

- まずは、農業者の皆さんで話し合って、一緒に取り組める地区を考え、対象区域を決めることから始まります。
- 営農活動への支援の対象区域は、共同活動への支援の対象地域内(活動組織の活動範囲内)であれば、原則として集落を最小単位として、取組の実態に応じて設定できます。

対象区域の設定



共同活動への支援の対象地域と
営農活動への支援の対象区域が一致



共同活動への支援の対象地域の中で
営農活動への支援の対象区域を複数設定

〔市町村の皆さんへ〕

対象区域は、以上の要件のほか、市町村の計画等に基づき、地域として環境保全に取り組む地域であることが必要です。

具体的には、市町村等により、①地域の環境保全上の課題とともに、②本課題の解決に向けた農業生産活動に伴う環境負荷低減を図る取組の推進方策や、取組目標が明記された計画が策定されていることが必要です。

なお、現在、こうした計画を策定していない市町村については、支援に当たって、市町村環境保全型農業推進方針の作成、見直し等をお願いします。

Q27

「集落を最小単位として」とありますが、集落より小さい区域は設定することができないのですか。

以下の場合には集落より小さい区域で設定することができます。

- ・ 共同活動への支援の対象地域が1集落以下で設定されているなど集落を部分的にしか含んでいない場合
- ・ 集落内に、地形的な条件、水系、土地利用等明確な基準により細分化される営農上の一体性を有する一団の農用地がある場合

8-2 地域全体で環境負荷低減に向けた取組に取り組みましょう

地域全体で行う環境負荷低減に向けた取組

対象区域の農業者の皆さんで話し合っ、環境負荷低減に向けた取組を決めて下さい。対象区域の農家の8割以上が本取組を行うことが必要です。

○ 環境負荷低減に向けた取組

① ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組

- ☐ 浅水代かきの実施 ☐ 無代かき栽培の実施 ☐ 不耕起栽培の実施
- ☐ カバークロップの作付け ☐ クリーニングクロップの作付け
- ☐ あぜ塗りの実施(あぜシートを活用)

② 有機物資源の循環利用の促進を通じた環境負荷の低減に資する取組

- ☐ たい肥等有機質資材の施用 ☐ 緑肥作物の利用

③ 化学肥料や化学合成農薬の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組

- ☐ 肥効調節型肥料の施用 ☐ 生物農薬の利用
- ☐ 肥料の局所施用 ☐ 対抗植物の利用
- ☐ 有機質肥料の施用 ☐ 被覆栽培の実施
- ☐ 土壌診断に基づく施肥 ☐ フェロモン剤の利用
- ☐ 機械除草 ☐ マルチ栽培の実施
- ☐ 除草用動物の利用 ☐ 光利用技術の利用
- ☐ ☐ 抵抗性品種・台木の利用
- ☐ ☐ 熱利用土壌消毒技術の利用
- ☐ ☐ 温湯種子消毒技術の利用
- ☐ ☐ 栽培施設周辺の除草
- ☐ ☐ 土壌還元消毒技術の利用

④ 環境負荷低減に資する製品を利用する取組

- ☐ リサイクルプラスチックの利用 ☐ 生分解性プラスチックの利用

⑤ その他

- ☐ 特認取組()

※①～④以外の取組でも各地域で特に必要と考えるものについては、国の承認を得た上で地域の取組として選定することが可能

1

それぞれの区域で取組を選定します。(複数選べます)

(例)

■ 浅水代かき



■ たい肥の散布



■ フェロモン剤の利用



2

取組を実施します。

区域の8割以上の農家(小規模な農家を除く)が、区域で選定された取組のうち1つ以上の取組を行うことが必要です。

8-3

地域で化学肥料・化学合成農薬の大幅低減に挑戦しよう(その1)

化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組にチャレンジしてみましょう。次の要件を満たすと、支援が受けられます。

- ① 化学肥料・化学合成農薬の使用の5割低減などに取り組むこと。
- ② エコファーマーの認定を受けること。
- ③ 地域で一定のまとまりをもって取り組むこと。

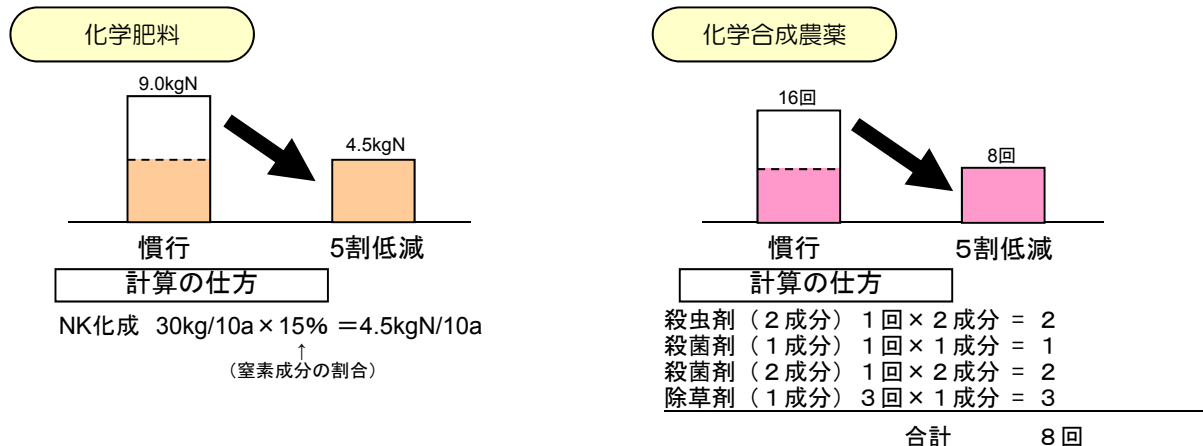
1

化学肥料・化学合成農薬の使用の5割低減などに取り組みましょう

都道府県が設定する化学肥料・化学合成農薬の慣行基準から比較して、

① 窒素分量ベースで化学肥料の施用量を5割以上減らすとともに

② 成分回数ベースで化学合成農薬の施用回数を5割以上減らすこととします。



2

エコファーマーの認定を受けましょう

支援を受けるには持続農業法*に基づくエコファーマーの認定を受ける必要があります。事業実施期間(平成19~23年度)のうちエコファーマーの認定期間が支援期間となっています。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の作成

- ① 土づくり技術
 - ② 化学肥料低減技術
 - ③ 化学合成農薬低減技術
- の3つの技術を導入する計画を作成

都道府県に申請

エコファーマーの認定

計画について都道府県知事が認定



*「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」です。



Q28 慣行基準には何を用いるのですか。

低減割合の比較に用いる慣行基準は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき、各都道府県が定めた地域の慣行レベルなど、都道府県が品目ごとに定めたものです。まずは、都道府県の出先機関などに確認してみましょう。

Q29 化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外に支援を受けられる取組はありますか。

化学肥料・化学合成農薬の大幅低減以外の取組であっても環境保全に資する先進的な取組については支援の対象とすることとしており、①不耕起・冬期湛水、②秋期における稲わらすき込み・冬期湛水が支援対象となっています。

Q30 水稻でエコファーマー認定を受けている農業者がキャベツで支援を受けようとする場合、キャベツでもエコファーマーの認定を受ける必要があるのですか。

支援対象作物について持続農業法に基づく計画認定を受けていることを要件としています。このため、キャベツについて支援を受ける場合は、キャベツについてエコファーマーの認定を受ける必要があります。

Q31 エコファーマーになりたいのですが、どこに相談すればいいのですか。

エコファーマーの認定は、都道府県知事が行うこととなっています。詳しくは普及指導センターなど都道府県の出先機関にお問い合わせ下さい。

Q32 エコファーマーの認定期間が平成20年度までの農業者が、平成21年度以降支援を受けるためには、再度エコファーマーの認定を受けなくてはならないのでしょうか。

新たな技術導入、技術の変更等を内容とする計画を作成することなどにより再度エコファーマーの認定を受けることが必要となります。

8-3

地域で化学肥料・化学合成農薬の大幅低減に挑戦しよう(その2)

3

地域でまとまりをもって取組を行きましょう

「一定のまとまりをもった取組」とは、以下の①、②のいずれかを満たす取組である必要があります。

- ①作物ごとにみて、対象区域の農家の概ね5割以上が取り組んでいること
- ②対象区域の作物全体でみて、作付面積の2割以上かつ農家の3割以上が取り組んでいること

まとまり要件の判断の仕方

取組実態に応じて選択可能

①作物ごとのまとまり

集落等の概ね5割以上の農家が
取り組むこと

作物ごとの要件でクリア
するケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	3(20)	2(20)
なす	4(8)	2(5)
合計	5(20)	4(25)

【計算式】

なすの
農家数の
まとまりの
程度

$$= \frac{\text{なすの取組農家数}}{\text{区域でなすを栽培する全農家数}} = \frac{4}{8} = 0.5 \geq \text{概ね5割 (4割)}$$

②作物全体でのまとまり

集落などの作付面積の2割以上
かつ農家の3割以上

地域全体の要件でクリア
するケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	5(20)	4(20)
なす	2(8)	1(5)
合計	6(20)	5(25)

【計算式】

かつ

地域全体の
作付面積の
まとまりの程度

$$= \frac{\text{取組面積}}{\text{区域全体の作付面積}} = \frac{5}{25} = 0.2 \geq 2割$$

地域全体の
農家数のま
とまりの程度

$$= \frac{\text{取組農家数}}{\text{区域の全農家数}} = \frac{6}{20} = 0.3 \geq 3割$$

8-4

営農活動計画と営農活動取組実践計画を作しましょう

支援の手続き

各対象区域ごとに、農業者の皆さんで話し合い、営農活動計画と営農活動取組実践計画を作成し、協定を締結します(営農活動計画は、協定の一部となります)。

ポイント④

生産計画を取りまとめ、先進的な取組を行う農家数や面積を記入してください。

営農活動計画

営農活動取組実践計画(作物全体のまとめり用)

(添付様式 27 別添 5) (添付様式 58-1) 営農活動計画 実施状況報告書 (その1) 区域名: _____

第1 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

(1) 取組の実施内容

(計画)	(実績)	(計画)	(実績)
① ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組	☒ ① 浅水代かきの実施	☐ ② 無代かき栽培の実施	
☐ ③ 不耕起栽培の実施	☐ ④ カバークロップの作付け	☐ ⑤ あぜ塗りの実施(あぜシート)の活用	
☐ ⑥ クリーニングクロープの作付け			
② 有機物資源の循環利用の促進を通じた環境負荷の低減に資する取組	☒ ⑦ たい肥等有機質資材の施用	☐ ⑧ 緑肥作物の利用	
③ 化学肥料や化学合成農薬の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組	☐ ⑨ 肥効調節型肥料の施用	☐ ⑩ 生物農薬の利用	
☐ ⑪ 肥料の局所施用	☐ ⑫ 抵抗性品種・台木の利用	☐ ⑬ 熱利用土壌消毒技術の利用	
☒ ⑭ 有機質肥料の施用	☐ ⑮ 被覆栽培の実施	☐ ⑯ 温湯種子消毒技術の利用	
☐ ⑰ 土壌診断に基づく施肥	☐ ⑱ フェロモン剤の利用	☐ ⑲ 栽培施設周辺の除草	
☐ ⑳ 機械除草	☐ ㉑ マルチ栽培の実施	☐ ㉒ 土壌還元消毒技術の利用	
☐ ㉓ 除草用動物の利用	☐ ㉔ 光利用技術の利用		
④ 環境負荷低減に資する製品を利用する取組	☐ ㉕ その他		
☐ ㉖ リサイクルプラスチックの利用	☐ ㉗ 特認取組()		
☐ ㉘ 生分解性プラスチックの利用			

(注) 該当する取組内容の口には、■または✓を入れる。

(2) 取組の実施期間

☒ 支援対象年度と同じ4月から翌年3月までの期間

☐ 支援対象年度に収穫される対象作物の生産過程等

(添付様式 50-1) (添付様式 58-2) 営農活動取組実践計画 実施状況報告書 (その2) (作物全体のまとめり用) 区域名: _____

第1 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

取組を実施する農家の割合

	計 画	実 績
営農活動計画第1の(1)の取組を実施する農家数(A)	表1の(イ) 〇 戸	表1の(ウ) 戸
区域内対象農家数(B)	表1の(ア) 〇 戸	表1の(ア) 戸
実施割合(A/B)	〇.〇 %	%

第2 先進的な取組

(1) 交付金の支払対象となる先進的な取組の実施面積

作物区分	計 画 面積	実 績 面積	備 考
〇 〇	表2の(イ) 〇 a	表2の(ウ) a	
	表2の(イ) a	表2の(ウ) a	
	表2の(イ) a	表2の(ウ) a	

(2) 先進的な取組のまとめり

面積のまとめり

	計 画 面積	実 績 面積
先進的取組実施面積(C)	表2の(イ) 〇 a	表2の(ウ) a
区域内対象面積(D)	表1の(ウ) + 表2の(イ) 〇 a	表1の(ウ) + 表2の(ウ) a
面積のまとめりの程度(C/D)	〇.〇 %	%

農家のまとめり

	計 画	実 績
先進的取組実施農家数(E)	表2の(エ) 戸	表2の(ウ) 戸
区域内対象農家数(F)	表1の(ア) 戸	表1の(ア) 戸
農家のまとめりの程度(E/F)	%	%

参考資料

・区域内対象農家等の一覧表(表1)

・先進的な取組の実施農家の一覧表(表2)

(注1) 第1及び第2の(2)の「区域内対象農家」については、表1の(注1)を参照。

(注2) 記入する。

起・冬期湛水 ○a)と記入する。

第2の(1)の備考欄に「秋期における

第2 環境負荷低減に向けた推進活動

取組内容	(計画)	(実績)	実施時期	添付 類
環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会等の開催等	☐	☐		
技術研修会や先進地調査・研修などの技術の普及・研修	☒	☐		
技術マニュアルや普及啓発資料の作成などの資料作成、配布	☒	☐		
技術実証ほの設置等による環境負荷低減技術の実証・調査	☐	☐		
先進的取組の展示効果を高めるための標示等	☒	☐		
先駆的農業者等による技術指導	☐	☐		
土壌、生物等の調査分析	☐	☐		
特認活動()	☐	☐		

(注1) 該当する取組内容の口には、■または✓を入れる。

(注2) 「添付書類」には、推進活動を行う際に使用した資料名等を記入する。

第3 まとまりをもって行う先進的な取組

○ 主として取り組む作物区分

取り組む作物区分	(計画)	(実績)
水稲	☒	☐
麦・豆類	☐	☐
いも・根菜類	☐	☐
葉菜類	☒	☐
果菜類・果実的野菜	☐	☐
施設トマト等	☐	☐
果樹・茶	☐	☐
花き	☐	☐
上記以外	☐	☐

(注) 該当する作物区分の口には、■または✓を入れる。

ポイント①

区域でどの取組を行うのか選んでください。8割以上の農家が取組むことが必要です。

ポイント③

地域でどの作物に取り組むのか選んでください。

ポイント②

営農基礎活動支援交付金(20万円)を用いて、どのような活動を行うのか決めてください。

8-5

生産計画を作しましょう

支援の手続き

5割低減などの先進的取組を行う農業者の方にはあらかじめ生産計画を作成していただきます。
生産計画は、営農活動計画や営農活動取組実践計画を作る上で必要なものです。このため、事前に市町村に提出し、内容の確認を受けて下さい。

(参考様式第43号) (参考様式第56号)

生産計画 生産記録

前年度から変更 ☐ ほ場所在地 ☐ 栽培方法
☒ 変更無し ☐ 新規
(注) 該当する項目の口に■を入れる。

1 基礎情報

(1) 農家情報

活動組織名	〇〇活動組織	対象作物名	
営農活動対象区域名	〇〇区域	経営耕地面積 (該当する方に○を記入)	30a以上 30a未満
農家名	農林水産 太郎	経営耕地面積の項目で30a未満に○を付けた農家のみ記入	
対象作物の10 フー-認定年度	平成 19 年度	農産物販売金額 (該当する方に○を記入)	50万円以上 50万円未満

(2) ほ場情報

ほ場番号	ほ場所在地 (字地番)	先進的取組 実施面積		その他
		計画	実績	
1	〇〇町〇〇612	20.2 a	a	
2	〇〇町〇〇621	30.3 a	a	
合計		50.5 a	a	

2 作業工程

ポイント①
土づくりや、化学肥料・化学合成農薬の使用を低減するためにどのような技術を導入するのか、記入してください。

3 土づくり、化学肥料

(1) 土づくり、化学肥料低減のための技術の内容 ※市町村が記入

(計画) (実績)		(計画) (実績)	
土づくり	化学肥料低減		
☒ たい肥等有機物資材施用技術	☐ 局所施肥技術 (方法:)		
☒ 緑肥作物利用技術	☐ 肥効調節型肥料施用技術		
(緑肥作物の種類: れんげ)	☒ 有機質肥料施用技術		

(注) 該当する技術名の口に、■または✓を入れる。

(2) 肥料等

資材等の 名称	化学肥料 窒素成分 の割合 (%)	計 画		実 績		慣行の5 割低減 の水準 (kgN/10 a)	備 考
		使用 予定時期	使用予 定量 (/10a)	使用時期	使用量 (/10a)		
①肥料							
〇〇	0%	〇月下旬	0kg	0kgN			
②たい肥等有機物							
ふふふふふ		〇月中旬	0t				
		〇月下旬	0kg				
				0kgN		0kgN	

(注) 化学肥料窒素成分を含まない有機質肥料も含めて記入する。

4 化学合成農薬

(1) 化学合成農薬を低減するための主な技術の内容

(計画) (実績)	(計画) (実績)
☐ 温湯種子消毒技術	☐ 熱利用土壌消毒技術 (内容:)
☒ 機械除草技術	☐ 光利用技術 (内容:)
☐ 除草用動物利用技術 (動物の種類:)	☐ 被覆栽培技術 (内容:)
☒ 生物農薬利用技術	☐ フェロモン剤利用技術
☐ 対抗植物利用技術 (対抗植物の種類:)	☐ マルチ栽培技術 (内容:)
☐ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 (内容:)	☒ 土壌還元消毒技術

(注) 該当する技術名の口に、■または✓を入れる。

(2) 使用農薬

農 薬 名 (剤型等、商品名)	計 画		実 績		慣行の5割低 減の水準 (成分回数)	備 考
	使 用 予定時期	化学合成農薬 成分回数	使 用 時 期	化学合成農薬 成分回数		
〇〇 (生物農薬)	〇月上旬	0				
〇〇水和剤	〇月上旬	1				
〇〇水和剤	〇月上旬	1				
〇〇水和剤	〇月上旬	1				
		0			0	

(注) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入する。

ポイント②
化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行の5割以下にする計画を作ります。

8-6 (要件を満たせば) 交付金が交付されます

支援の手続き

取組終了後、5割低減などの先進的取組を行う農業者は、生産記録を活動組織に提出します。活動組織は、生産記録などをとりまとめ、実施結果の報告を行い、都道府県や市町村の確認を受けます。

交付金の交付

営農活動への支援については、活動組織に次の2種類の交付金が交付されます。

支援の内容

■ 営農基礎活動支援

地域全体での環境負荷低減に向けた取組を進めるため、技術の研修・実証、土壌や生物の調査分析などの活動に対して支援を行います。

(使途の例)

- ・技術研修会、先進地調査・研修の実施
- ・技術実証ほの設置
- ・技術マニュアル、普及啓発資料の作成
- ・土壌や生物の調査分析の実施
- ・環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会の開催
- ・先駆的農業者等による技術指導
- ・展示効果を高めるための標示 など



区域を単位とする支援

1区域当たりの交付額(国と地方の合計): 20万円

■ 先進的営農支援

「一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な取組」に対して、取組面積に応じて取組農家に配分可能な交付金を交付します。

交付額の計算の仕方

$$\text{支援単価 (〇〇円/10a)} \times \text{取組面積} = \text{交付額 (取組農家への配分可)}$$

10a当たり支援単価 (国と地方の合計)

作物区分	10a当たり単価 (円/10a)
水稻	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実的野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円

このパンフレットに関するお問い合わせ先は

- | | | |
|----------|---------------|--------------------------------------|
| ・東北農政局 | 農地整備課 | (電話) 022-221-6289 (FAX) 022-216-4287 |
| ・関東農政局 | 農地整備課 | (電話) 048-740-0049 (FAX) 048-600-0624 |
| ・北陸農政局 | 農地整備課 | (電話) 076-232-4725 (FAX) 076-234-8051 |
| ・東海農政局 | 農地整備課 | (電話) 052-223-4638 (FAX) 052-219-2667 |
| ・近畿農政局 | 農地整備課 | (電話) 075-414-9541 (FAX) 075-417-2090 |
| ・中国四国農政局 | 農地整備課 | (電話) 086-224-9423 (FAX) 086-235-9713 |
| ・九州農政局 | 農地整備課 | (電話) 096-353-7621 (FAX) 096-311-2450 |
| ・北海道開発局 | 農業水産部 農業振興課 | (電話) 011-700-6768 (FAX) 011-709-2145 |
| | 農業計画課 | (電話) 011-700-6791 (FAX) 011-709-2145 |
| ・北海道 農政部 | 農村振興局 農村設計課 | (電話) 011-204-5399 (FAX) 011-232-0027 |
| | 食の安全推進局 食品政策課 | (電話) 011-204-5431 (FAX) 011-232-7334 |
| ・沖縄総合事務局 | 農林水産部 土地改良課 | (電話) 098-866-1652 (FAX) 098-860-1194 |
| | 農畜産振興課 | (電話) 098-866-1653 (FAX) 098-860-1195 |

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 農地・水・環境保全向上対策について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

農地・水・環境保全向上対策

<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/>

農林水産省 農村振興局

農地資源課

農地・水・環境保全対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1